

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部・薬務課

法令名	温泉法	法令の番号	昭和23年法律第125号					
不利益処分の種類	温泉の成分等の掲示内容の変更命令	根拠条項	第18条第5項					
処 分 基 準	<p>1 温泉を公共の浴用又は飲用に供するための施設（温泉法第18条第1項の施設）において入浴する者又は温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、温泉の成分等に係る掲示の内容（次（温泉法第18条第1項）に掲げるもの）を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>① 温泉の成分 ② 禁忌症 ③ 入浴又は飲用上の注意 ④ 前3号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの</p>							
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	目次NO	6の4